



発行 東京都

目次

45

規則（公）

○特定異性接客営業等の規制に関する条例施行規則……………

規則（公）

特定異性接客営業等の規制に関する条例施行規則を公布する。

平成29年5月15日

東京都公安委員会

委員長 渡 邊 佳 英

●東京都公安委員会規則第5号

特定異性接客営業等の規制に関する条例施行規則

（目的）

第1条 この規則は、特定異性接客営業等の規制に関する条例（平成29年東京都条例第30号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。（青少年が客に接する業務に従事していることを明示し、又は連想させる文字等）

第2条 条例第2条第3号及び第5号の文字、数字その他の記号は、別表のとおりとする。

第3条 条例第2条第3号及び第5号の映像、写真又は絵は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校において着用を指定する生徒制服若しくは体操着又はこれらを着用する人の姿態を表すものとする。

第4条 条例第2条第3号及び第5号の公安委員会規則で定める衣服は、前条の生徒制服又は体操着とする。

（特定衣類着用飲食店営業の衣服）

第5条 条例第2条第8号の公安委員会規則で定める衣服は、水着又は下着とする。

（店舗型特定異性接客営業の開始の届出）

第6条 条例第6条第1項の規定による東京都公安委員会（以下「公安委員会」という。）への届出は、別記様式第1号の「店舗型特定異性接客営業開始届出書」により、当該届出に係る営業所の所在地を管轄する警察署長を経由して行うものとする。この場合において、当該店舗型特定異性接客営業開始届出書には、次の書類を添付しなければならない。

(1) 営業所の平面図及び営業所の周囲の略図

(2) 営業を営もうとする者（法人の場合はその役員）及び条例第6条第1項第5号の統括管理者する者（以下「統括管理者」という。）に係る住民票の写し

(3) 定款及び登記事項証明書（法人の場合に限る。）

(4) 営業所の使用について権原を有することを疎明する書類

2 条例第6条第1項第6号の公安委員会規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 営業を営もうとする者が個人である場合は、本籍（外国人にあっては国籍。以下同じ。）、生年月日及び電話番号

(2) 営業を営もうとする者が法人である場合は、代表者の本籍、住所、生年月日及び電話番号

(3) 営業に使用する電話番号

(4) 統括管理者の本籍、生年月日及び電話番号

(5) 営業を開始しようとする年月日

(6) 営業時間

(7) 広告又は宣伝の方法

(8) 青少年を従業員（客に接する業務に従事するものを除く。）として使用する場合は、その旨

<p>(9) 役務提供の態様</p> <p>(10) 他の営業と兼業する場合は、その旨 （無店舗型特定異性接客営業の開始の届出）</p> <p>第7条 条例第6条第2項の規定による公安委員会への届出は、別記様式第2号の「無店舗型特定異性接客営業開始届出書」により、東京都の区域内における主たる事務所（東京都の区域内に受付所のみを設ける場合は当該受付所、東京都の区域内及び区域外に事務所及び受付所を設けない場合であって東京都の区域内に住所を有するときは当該住所）の所在地を管轄する警察署長を経由して行うものとする。この場合において、当該無店舗型特定異性接客営業開始届出書には、次の書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 事務所の平面図（事務所のない者が、その住所を事務所に代えて届出書を提出する場合は、当該営業の用に供される部分を特定したもの）</p> <p>(2) 受付所を設ける場合は、受付所の平面図及び受付所の周囲の略図</p> <p>(3) 待機所を設ける場合は、待機所の平面図</p> <p>(4) 営業を営もうとする者（法人の場合はその役員）の住民票の写し</p> <p>(5) 定款及び登記事項証明書（法人の場合に限る。）</p> <p>(6) 事務所、受付所及び待機所の使用について権原を有することを疎明する書類</p> <p>2 条例第6条第2項第8号の公安委員会規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 営業を営もうとする者が個人である場合は、本籍、生年月日及び電話番号</p> <p>(2) 営業を営もうとする者が法人である場合は、代表者の本籍、住所、生年月日及び電話番号</p> <p>(3) 設置する事務所、受付所及び待機所の電話番号</p> <p>(4) 営業を開始しようとする年月日</p> <p>(5) 営業時間</p> <p>(6) 広告又は宣伝の方法</p> <p>(7) 青少年を従業員（客に接する業務に従事するものを除く。）として使用する場合は、その旨</p>	<p>(8) 役務提供の態様</p> <p>(9) 他の営業と兼業する場合は、その旨 （営業の廃止の届出）</p> <p>第8条 条例第6条第3項に規定する特定異性接客営業を廃止した場合の公安委員会への届出（以下「廃止届出」という。）は、店舗型特定異性接客営業については営業所ごとに別記様式第3号の「店舗型特定異性接客営業廃止届出書」により第6条第1項の警察署長を経由して、無店舗型特定異性接客営業については別記様式第4号の「無店舗型特定異性接客営業廃止届出書」により前条第1項の警察署長を経由して、それぞれ行うものとする。ただし、複数の営業所を営む店舗型特定異性接客業者が全ての営業所について同時に廃止届出を行う場合で、その経由先が複数になるときは、当該経由先をいずれか一つにすることができる。</p> <p>（営業の変更の届出）</p> <p>第9条 条例第6条第3項に規定する特定異性接客営業に係る届出事項に変更があった場合の公安委員会への届出（第6条第2項第6号から第10号まで及び第7条第2項第5号から第9号までを除く。以下「変更届出」という。）は、店舗型特定異性接客営業については営業所ごとに別記様式第5号の「店舗型特定異性接客営業変更届出書」により第6条第1項の警察署長を経由して、無店舗型特定異性接客営業については別記様式第6号の「無店舗型特定異性接客営業変更届出書」により第7条第1項の警察署長を経由して、それぞれ行うものとする。ただし、複数の営業所を営む店舗型特定異性接客業者が条例第6条第1項第1号並びに第6条第2項第1号及び第2号に掲げる事項について変更届出を行う場合で、その経由先が複数になるときは、当該経由先をいずれか一つにすることができる。</p> <p>2 前項に規定する書類（以下「変更届出書」という。）には、第6条第1項各号又は第7条第1項各号に掲げる書類のうち当該変更事項に係るものを添付しなければならない。ただし、同時に複数の営業所について変更届出を行う場合で、添付する書類に同一の内容となるものがあるときは、いずれか一つの変更届出書に添付すれば足りるものとする。</p> <p>（届出書類の提出部数）</p>
---	---

第10条 第6条から前条までに規定する届出に必要な書類は、正副2部を作成し、提出しなければならない。

(青少年立入禁止の表示)

第11条 条例第6条第4項の規定による表示は、別記様式第7号の「特定異性接客営業等の規制に関する条例第6条第4項の規定に基づく表示」により行うものとする。

(営業所等に青少年が立ち入ってはならない旨を明らかにする方法)

第12条 条例第9条第4項の規定により青少年がその営業所又は受付所に立ち入ってはならない旨（無店舗型特定異性接客営業者にあつては、客となつてはならない旨）を明らかにする方法は、広告又は宣伝を、文字、数字その他の記号又はこれらが結合したもにより行う場合にあつてはその旨の文言を公衆の見やすいように表示することとし、音声により行う場合にあつてはその旨を公衆の分かりやすいように告げることとする。

(指示)

第13条 条例第11条の指示は、別記様式第8号の「指示書」を交付して行うものとする。

(営業の停止)

第14条 条例第12条第1項の規定による営業の停止の命令は、別記様式第9号の「営業停止命令書」を交付して行うものとする。

(営業の廃止)

第15条 条例第12条第2項の規定による営業の廃止の命令は、別記様式第10号の「営業廃止命令書」を交付して行うものとする。

(標章の貼付け)

第16条 条例第13条第1項の規定による標章の貼付けは、条例第12条第1項の規定による営業の停止を命じた後速やかに、別記様式第11号の「営業停止標章」を貼り付けて行うものとする。

(標章除去申請手続)

第17条 条例第13条第2項の規定による申請をする場合は、別記様式第12号の「標章除去申請書」を当該標章を貼り付けられた施設の所在地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出するものとする。

2 次の各号に該当する場合は、当該各号に定める書類を前項の標章除去申請書に添付しなければならない。

- (1) 条例第13条第2項第1号に掲げる事由がある場合において、当該施設を用いて営もうとする営業その他当該施設に係る用途について法令の規定により行政庁の許可その他の処分を受けなければならないこととされているときは、当該処分を受けたことを証明する書類

- (2) 条例第13条第2項第2号に掲げる事由がある場合において、当該取壊しについて建築基準法（昭和25年法律第201号）第15条第1項の規定により届出をしなければならないこととされているときは、当該届出をしたことを証明する書類

- (3) 条例第13条第2項第3号に掲げる事由がある場合において、当該増築又は改築について建築基準法第6条第1項の規定により確認を受けなければならないこととされているときは、当該確認を受けたことを証明する書類

第18条 前条第1項の規定は、条例第13条第3項の規定による申請をする場合について準用する。

2 前項の規定において準用する前条第1項の標章除去申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 申請を行おうとする者（以下「標章除去申請者」という。）が個人である場合は、住民票の写し

- (2) 標章除去申請者が法人である場合は、登記事項証明書

- (3) 申請に係る施設の登記事項証明書

- (4) 標章除去申請者が申請に係る施設の使用について権原を有することを証明する書類

- (5) 処分の期間における施設の使用に関し、標章除去申請者と処分を受けた者との法律関係を明らかにする書類（当該期間において処分を受けた者に当該施設を使用させない旨を誓約する標章除去申請者の書面を含む。）

(聴聞の手続)

第19条 条例第14条第2項の規定による公示は、公安委員会の掲示板に掲示して行うものとする。

(従業員名簿)

第20条 特定異性接客営業者及び特定衣類着用飲食店営業者は、従業員が退職した日から3年間は、当該従業員に係る条例第15条の従業員名簿を備えておかねばならない。

2 条例第15条の公安委員会規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 性別
- (2) 生年月日
- (3) 採用年月日
- (4) 従事する業務の内容
- (5) 退職(死亡を含む。)の年月日及びその事由(身分証明書)

第21条 条例第16条第3項の証明書は、別記様式第13号の「身分証明書」とする。

(警察官による中止命令)

第22条 条例第17条に規定する中止命令は、別記様式第14号の「命令書」を交付して行うものとする。

附 則

この規則は、条例の施行の日(平成29年7月1日)から施行する。

別表 (第2条関係)

JK	15歳	16歳	17歳	18歳	高1	高2	高3	高校1年生	高校2年生																					
高校3年生	こども	インターハイ	ジャージ	スクール	スクール水着	スクールセーラー服	ナイロン	テレスト	ブルマ	ブレザー	ランドセル	乙女	女の子	開校																
課外	学院	学園	学生	学生服	学年	学校	家庭科	教育実習生	教師	教室	現役	高校	高校生	校則	公立	黒板	在校生	児童	授業	授業料	出席表									
出席簿	少女	女子校生	女子高生	私立	新学期	新入生	生徒	制服	先生	全日制	卒業	体育祭	体操着	体操服	担任	中学生	通学路	転校生	同級生	登校	当校	待待生	日直	入学	部員	部活	部活動	放課後	娘	優等生

注 平仮名、片仮名、漢字又はローマ字の表示又は当て字によって同一に呼称するものを含む。

別記様式第1号 (第6条関係)

(その1)

店 舗 型 特 定 異 性 接 客 営 業 開 始 届 出 書		受 理 ※年月日	受 理 ※番 号
特定異性接客営業等の規制に関する条例第6条第1項の規定により届出をします。			
東京 都 公 安 委 員 会 殿		年 月 日	
届出者の氏名又は名称及び住所			
㊦			
(ふりがな)			
氏 名 又 は 名 称	〒		
住 所	電話		
本 籍 ・ 国 籍	年 月 日	年 月 日	生 日
生 年 月 日	氏 名 (ふりがな)		
そ 法 人 に あ つ て 代 表 者 は、	氏 名 (ふりがな)	〒	
住 所	電 話		
本 籍 ・ 国 籍	生 年 月 日	年 月 日	生 日
(ふりがな)			
営 業 所 の 名 称	〒		
営 業 所 の 所 在 地	電 話		
営 業 に 使 用 す る 電 話 番 号			

注1 ※印欄には、記載しないこと。  
注2 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。  
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。



(その2)

店舗型特定異性接客営業	条例第2条第3号	の営業
建築物の構造		
建築物内の位置		
個室等の数	室	
営業所の構造及び設備の概要 その他		
営業施設を統括管理する者 氏名 (ふりがな)	〒	
住所		電話
本籍・国籍		
生年月日	年 月 日	日生
営業を開始しようとする年月日	年 月 日	
営業時間		
広告又は宣伝の方法	1 表示場所 ( ) 2 しない	
インターネット利用	1 する 配布場所 ( ) 2 しない	利用方法 (ホームページ: 1 あり 2 なし)
青少年を従業員として使用する	1 する 従事する業務の内容 ( ) 2 しない	
役務提供の態様		
他業の営業こと	1 する 兼業する営業の内容 ( ) 2 しない	
※区域	① 禁止区域内	② 禁止区域外
※区	警察署	警察署

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第2号 (第7条関係)

(その1)

無店舗型特定異性接客営業開始届出書	受理年月日	※受理番号
特定異性接客営業等の規制に関する条例第6条第2項の規定により届出をします。		
東京都公安委員会 殿		
届出者の氏名又は名称及び住所		
(ふりがな)		
氏名又は名称	〒	
住所		電話
本籍・国籍		
生年月日	年 月 日	日生
法人に代わって表す者は、		
氏名 (ふりがな)	〒	
住所		電話
本籍・国籍		
生年月日	年 月 日	日生
広告又は宣伝をする場合に使用する呼称		
事務所の所在地	〒	
		電話
営業を開始しようとする年月日	年 月 日	
営業時間		

注1 ※印欄には、記載しないこと。  
 注2 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。  
 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(その2)

無店舗型特定異性接客営業の種別	条例第2条第5号	の営業	
客の依頼を受けるための電話番号先その他の連絡先			
受付所在地	〒		
建築物の構造			電話
建築物内位置			
待機所在地	〒		電話
待機建物内位置			
広告又は宣伝の方法	1 表示場所 ( ) 2 しない		
広告文書等の配布	1 する 配布場所 ( ) 2 しない		
インターネットの利用	1 する 利用方法 (ホームページ:1 あり 2 なし) 2 しない		
青少年を従業員とすることを	1 する 従事する業務の内容 ( ) 2 しない		
役務提供の態様			
他の営業こと	1 する 営業する営業の内容 ( ) 2 しない		
※区域(受付所営業)	①禁止区域内 ②禁止区域外	※受理警察署	警察署

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第3号 (第8条関係)

店舗型特定異性接客営業廃止届出書 特定異性接客営業等の規制に関する条例第6条第3項の規定により届出をします。 東京都公安委員会 殿 届出者の氏名又は名称及び住所 年 月 日		受理年月日	受理番号
(ふりがな)			
氏名又は名称	〒		
住所		電話	
(ふりがな) 法人にあっては、その代表者の氏名 (ふりがな)			
営業所の名称			
営業所の所在地	〒	電話	
営業の種別	条例第2条第3号	の営業	廃止年月日 年 月 日
廃止の理由			

注1 ※印欄には、記載しないこと。  
 注2 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。  
 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

※受理警察署 警察署

別記様式第4号 (第8条関係)

受理 ※年月日		受理 ※番		受理 ※号	
無店舗型特定異性接客営業廃止届出書					
特定異性接客営業等の規制に関する条例第6条第3項の規定により届出をします。					
年 月 日					
東京都公安委員会 殿					
届出者の氏名又は名称及び住所					
(印)					
(ふりがな) 氏名又は名称			〒		
住 所			電話		
(ふりがな) 法人にあっては、 その代表者の氏名			〒		
(ふりがな) 広告又は宣伝をする 場合に使用する呼称			〒		
事務所の所在地			電話		
営業の種別	条例第2条第5号 の営業	廃止年月日	年	月	日
廃止の理由					
※受理警察署		警察署			

注1 ※印欄には、記載しないこと。  
 2 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。  
 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第5号 (第9条関係)

受理 ※年月日		受理 ※番		受理 ※号	
店舗型特定異性接客営業変更届出書					
特定異性接客営業等の規制に関する条例第6条第3項の規定により届出をします。					
年 月 日					
東京都公安委員会 殿					
届出者の氏名又は名称及び住所					
(印)					
(ふりがな) 氏名又は名称			〒		
住 所			電話		
(ふりがな) 法人にあっては、 その代表者の氏名			〒		
(ふりがな) 営業所の名称			〒		
営業所の所在地			電話		
営業の種別	条例第2条第3号 の営業	変更年月日	年	月	日
	新				
変更事項					
変更の理由					
※受理警察署		警察署			

注1 ※印欄には、記載しないこと。  
 2 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。  
 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第6号（第9条関係）

（その1）

	受理 ※年月日		受理 ※番 号	
無店舗型特定異性接客営業変更届出書				
特定異性接客営業等の規制に関する条例第6条第3項の規定により届出をします。				
東京 都 公 安 委 員 会 殿				
届出者の氏名又は名称及び住所				
年 月 日				
東京 都 公 安 委 員 会 殿				
Ⓜ				
(ふりがな)				
氏名又は名称				
住 所	〒			
	電話			
(ふりがな)は、法人にあつては、その代表者の氏名				
(ふりがな)は、				
広告又は宣伝をする場合に使用する呼称				
事務所の所在地	〒			
電話				
営業の種類	条例第2条第5号	の営業	変更年月日	年 月 日
	新			旧

注1 ※印欄には、記載しないこと。  
 注2 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。  
 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

（その2）

所在地	
建築物の構造	
建築物内の位置	
待機所の新設	
待機所の新設	建築物内の位置
変更の理由	
※区域(受付所営業)	①禁止区域内 ②禁止区域外
※受理警察署	警察署

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。



別記様式第7号（第11条関係）

条 特 定 異 性 接 客 営 業 の 規 定 に 基 づ け 関 係 す る 示 第 6 条 第 4 項 の 規 定 に 基 づ け 関 係 す る 示

1 8 歳 未 満 の 青 少 年 は  
立 ち 入 る こ と が で き ま せ ん 。

備考 大きさは、縦20センチメートル、横40センチメートルとする。

別記様式第8号（第13条関係）

（表）

東京都公安委員会連第	号	指 示 書
住 所 氏名又は名称 <small>（仮称の場合は「仮称」を付す）</small>		
特定異性接客営業等の規制に関する条例第11条の規定により、次のとおり指示する。		
指 示 事 項		
処 分 理 由		
履 行 期 限		
年 月 日		
東京都公安委員会 委員長		
印		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。







別記様式第12号 (第17条関係)

受理 ※年月日	受理 ※番 号	除 去 ※年月日		
標 章 除 去 申 請 書				
<p>特定異性接客営業等の規制に関する条例 第13条第2項 の規定により標章の取り除きを申請します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>東京都公安委員会 殿</p> <p style="text-align: right;">申請者の氏名又は名称及び住所</p> <p style="text-align: right;">印</p>				
(ふりがな)				
氏名又は名称	〒			
住 所	電話			
(ふりがな)				
法人にあつては、その代表者の氏名又は名称及び住所				
被処分者の氏名又は名称及び住所				
処分に係る営業所の名称又は広告若しくは宣伝に用いる呼称				
営業所又は受付所の所在地	〒			
電話				
営業の種別				
営業の停止期間	年 月 日 から 年 月 日まで			
申請理由	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">※受理警察署</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">警察署</td> </tr> </table>		※受理警察署	警察署
※受理警察署	警察署			

- 注1 ※印欄には、記載しないこと。  
 2 不要の文字は横線で消すこと。  
 3 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。  
 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第13号 (第21条関係)

身 分 証 明 書	第 号
<div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">           写 真         </div>	
官 職 氏 名	
年 月 日	東京都公安委員会 印

備考 大きさは、縦5.4センチメートル、横8.5センチメートルとする。

別記様式第14号(第22条関係)

(表)

住所氏名 生年月日	年 月 日	所属階氏名 印	年 月 日
--------------	-------------	------------	-------------

命令書  
あなたが行った下記の行為は、特定異性接客営業等の規制に関する条例第9条第1項、第10条第3号、第10条第6号の規定に違反するので、同条例第17条の規定により、当該違反行為を中止することを命ずる。  
(この命令に違反した者は、同条例第20条第2項第3号の規定により6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処することとされています。)

1 日時 年 月 日 時 分頃

2 場所

3 内容  
 営業所等設置禁止区域内において、特定異性接客営業に係る広告物(常時又は一定の期間継続して公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり紙並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。)を表示し、又は特定異性接客営業に係る広告若しくは宣伝の用に供される文書、図画その他の物品(以下「広告文書等」という。)を配布したこと(条例第9条第1項)。  
 青少年に対して広告文書等を配布したこと(条例第10条第3号)。  
 広告文書等を青少年に配布させたこと(条例第10条第6号)。

注 該当する□内にし印を付すこと。  
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(裏)

1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都公安委員会(警視庁生活安全部青少年育成課経由)に対して審査請求をすることが出来ます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することが出来ます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することが出来ます(なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

発行所  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号  
電話 〇三(五三三二)一〇一一(代)

郵便番号 163-8001

定価  
本号 五〇円  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む。)

印刷所  
勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

